当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者は、本告示の日から十四日以内に前記㈡の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。

別表

調査対象貨物の供給者（不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者）

国又は地域名	供給者
韓国	株式会社ポスコ 現代製鉄株式会社 ＫＧスチール株式会社
中国	中国宝武鋼鉄集団有限公司 宝山鋼鉄股份有限公司 武漢鋼鉄有限公司 馬鋼（集団）控股有限公司 馬鞍山鋼鉄股份有限公司 太原鋼鉄（集団）有限公司 宝鋼集団新疆八一鋼鉄有限公司 新余鋼鉄集団有限公司 鞍山鋼鉄集団公司 鞍鋼股份有限公司 攀鋼集団有限公司 本鋼集団有限公司 首鋼集団有限公司
	通化鋼鉄集団有限責任公司 山東鋼鉄集団有限公司 敬業鋼鉄有限公司 包頭鋼鉄（集団）有限責任公司 河鋼集団有限公司 河鋼集団唐鋼公司 河鋼集団邯鋼公司 北京建龍重工集団有限公司 河北安豊鋼鉄集団有限公司 敬業集団有限公司 河北普陽実業集団有限公司 唐山首唐宝生機能材料有限公司 江蘇沙鋼集団有限公司 東北特殊鋼集団股份有限公司 撫順特殊鋼股份有限公司 江蘇天工工具新材料股份有限公司 山東泰山鋼鉄集団有限公司 安陽鋼鉄集団有限責任公司 安陽鋼鉄股份有限公司 湖南鋼鉄集団有限公司 湖南華菱漣源鋼鉄集団有限公司 広西柳州鋼鉄集団有限公司 酒泉鋼鉄（集団）有限責任公司
台湾	中國鋼鐵股份有限公司

○国土交通省告示第六百六十三号

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）第二十条第二項の規定に基づき、動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年六月一日

国土交通大臣　金子　恭之

動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示

動力車操縦者養成所に関する告示（昭和三十五年運輸省告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

養成所名	所在地	養成所の指定を受けた者の氏名又は名称及び住所	講習課程	指定年月日
（略）				
日本貨物鉄道株式会社中央研修センター	東京都品川区八潮三丁目二番六五号	日本貨物鉄道株式会社 東京都港区港南一丁目八番一五号	第一類甲種電気車運転講習課程 第一類甲種内燃車運転講習課程	平成六年十月十三日
（略）				

改正前

養成所名	所在地	養成所の指定を受けた者の氏名又は名称及び住所	講習課程	指定年月日
（略）				
日本貨物鉄道株式会社中央研修センター	東京都品川区八潮三丁目二番六五号	日本貨物鉄道株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三三番八号	第一類甲種電気車運転講習課程 第一類甲種内燃車運転講習課程	平成六年十月十三日
（略）				